

指定管理者制度とは

地方自治法の一部が改正され、「公の施設」の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上や経費の節減などを目的とした、指定管理者制度が創設されました。

この改正によって、これまで公の施設の管理運営の委託先として、公共団体や公共的団体などに限定されていたものが、民間事業者も含めた、幅広い団体の中から地方公共団体が指定した団体に委ねることが可能となりました。

「公の施設」とは

住民のみなさんの福祉を増進する目的で、住民のみなさんに利用していただくために地方公共団体が設置する施設

管理委託制度と指定管理者制度の相違点

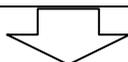
	管理委託制度[改正前]	指定管理者制度[改正後]
管理の主体	<ul style="list-style-type: none">・ 公共団体・ 公共的団体 (農協、自治会等)・ 自治体出資法人 (1/2以上出資等)	<ul style="list-style-type: none">・ 法人その他の団体 (民間事業者、NPO、公共的団体等) 法人格は必ずしも必要ではない(ただし、個人は不可)
管理の権限	設置者である地方公共団体が有する。 施設の使用許可を行わせることはできない。	条例の定める範囲内で指定管理者が有する。(使用料の強制徴収、不服申し立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可等は除く。)施設の使用許可を行うことができる。
契約の形態	委託契約	協定 指定管理者の指定は地方自治上の「契約」には該当しない。
施設管理の責任	地方公共団体が設置者としての責任を負う。	

指定管理者制度導入までの流れ

(1) 条例の制定・改正

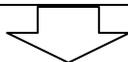
指定管理者の申請手続き、選定基準などの指定の手続などは、指定管理者の指定の手続等に関する条例で定め、各施設の休館日、開館時間などの指定管理者が行う管理の基準や業務内容、利用の許可などの業務の範囲などは、各施設の設置条例で整理

☞ 門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例等



(2) 指定管理者の募集

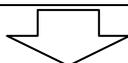
利用者の平等な利用が確保でき、施設の設置目的を最も効果的かつ安定的に達成できると認められた団体を選定するため、原則として公募を実施



(3) 指定管理者選定委員会の設置

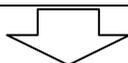
指定手続の公平性と透明性を確保するため、学識経験者などの外部委員も加わった選定委員会を設置し、指定管理者の候補者を選定

☞ 門真市指定管理者候補者選定委員会設置要綱



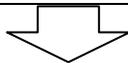
(4) 指定管理者の指定議案の議決

指定議案の内容は、公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間など



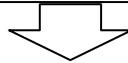
(5) 指定管理者の指定

市長又は教育委員会は、議会での議決を受け、候補者を指定管理者に指定し、告示



(6) 協定の締結

管理業務の具体的内容と責務、利用料金・指定管理料の取り扱い、事業計画・事業報告書の作成・提出及び定例報告、個人情報の保護など、管理運営について詳細にわたる協定（指定期間全体にわたる「基本協定書」と年度ごとの「年度協定書」）を締結



(7) 指定管理者による公の施設の管理運営の開始